

大東四條畷消防組合 総合計画

DAITOSHIJONAWATE FIRE DEPARTMENT

2019年度~2028年度 《2024年度統計資料更新版》



目 次

総合計画					
1 はじめに					
(1) 総合計画策定の趣旨		1ページ	第2章 消防力の充実・強化		
(2) 大東四條畷消防組合の概要		1ページ	第1節 消防活動体制の充実		20 ページ
(3) 広域化による主な効果		2ページ	第2節 消防施設等の整備		22 ページ
(4) 総合計画の構成		3ページ	第3節 救急体制の充実		24 ページ
(5) 総合計画の期間		4ページ	第3章 地域消防防災力の向上		
(6) 総合計画の進捗管理		5ページ	第1節 大規模災害への対応力強化	•••••	26 ページ
基本計画			第2節 消防団との連携強化		28 ページ
2 消防組合の現況と課題			第3節 防火推進団体等との連携強化		29 ページ
(1) 消防組合の現況		6ページ	第4章 自律的消防行政の推進		
(2) 消防組合の課題		12ページ	第1節 組織機能の強化		30 ページ
3 将来目標と取組方針			第2節 明るく魅力ある職場づくり		31 ページ
(1) 10年後の目標		13ページ	6 用語の説明		32 ページ
(2) 目標達成に向けた取組方針		13ページ	7 計画策定		
4 施策の体系			(1) 総合計画の策定に関する規程		33 ページ
(1) 施策体系の見方		14ページ	(2) 策定経過	•••••	34 ページ
(2) 施策の体系表	••••	15ページ			
5 分野別基本方針と施策					
第1章 火災予防対策の推進					
第1節 火災予防の啓発		16ページ			
第2節 防火対象物等の防火安全対策		18ページ			

(1) 総合計画策定の趣旨

消防組合では、消防広域化※1の効果を十分に発揮することができるよう消防広域化後の 部隊運用及び事務処理等を一元的に管理し、災害時における初動体制や火災予防業務の 強化を図るなど、消防行政の円滑な運営に努めてきました。

一方、超高齢化社会を迎え、医療や福祉などの社会保障費の大幅な増加が予想される中、 生産年齢人口※2が減少し、市税収入の増加は期待できない状況です。構成市からの負担金 を主な財源とする消防組合としても、重要度の高い事業に重点配分し、効率的で効果的な 行財政運営を進める必要があります。

こうした消防を取り巻く環境にあっても将来にわたり、住民の生命、身体及び財産をあらゆる災害から守るため、中長期的な展望に立った行政運営を行うため、総合計画を策定するものです。



(2) 大東四條畷消防組合の概要

大東四條畷消防組合は、大東市と四條畷市が、常備消防事務を共同で実施するため、平成25年11月に一部事務組合^{※3}として設立し、翌年4月から業務を開始したもので、管轄区域は両市の全域で構成されています。

大東市は、大阪府の東部、大阪都心から約10kmの距離にあります。市域は東西7.5km、南北4.1km、総面積は18.27km³で、東部は急峻な生駒山系の山間地で、中部から西部にかけては沖積による低湿地平野となっています。

四條畷市は、大阪府の北東部、大阪都心から約15kmの距離にあります。市域は東西7.3km、南北5.4km、総面積は18.69k㎡で、その3分の2は北生駒山地となっており、西部は平坦な市街地となっています。

管轄内には、JR学研都市線が市街地の中心部を走り、道路は国道163号、国道170号(大阪外環状線)、主要地方道大阪生駒線が通っていて、鉄道、道路ともに交通の便に恵まれた立地となっています。

(3) 広域化による主な効果

大東四條畷消防本部は、平成26年4月1日に大東市と四條畷市が消防を広域化して誕生した一部事務組合です。 広域化後、組織体制も定着してきており、様々な効果が表れています。その効果を組織運営に必要な「三要素」に分類して紹介しています。 (詳細については、HPに掲載しています。)







警防上の効果

1. 災害活動体制の強化

- (1)出動車両の増加による初動体制の 強化
- (2)バックアップ体制の強化
- (3)現場到着時間の短縮
- (4)中高層建物への対応強化

2. 救急需要への対応力強化

- (1)救急車5台運用による輻輳率(救急事 案の重複により、常時運用している車 両数で対応できなくなる割合)の低下
- (2)救急隊員のスキルアップ

3. 火災予防業務の強化

- (1)予防業務担当者の専任化
- (2)消防隊等による警防査察の充実

財政上の効果

1. 特殊資機材等の効率的な整備 広域後5年間で 大東市で 176,050千円

四條畷市で259,410千円の軽減

2. 広域化による財政支援の活用

はしご付消防自動車を約2億円で購入しましたが、財政支援により実質6,000万円 (大東市3,900万円、四條畷市2,100万円) となりました。

3. 経常的な経費の削減

平成26年度決算と過去3年間の消防費決算を比較したところ、14,340千円の削減となりました。

人事上の効果

1. 現場活動要員の増加

事務部門及び指令室の統合により、現場活動要員を12名増員することができました。

2. 専任隊による隊員の高度化

一部で兼任隊であった隊が全て専任隊となったことで、専門的な訓練や研修等が実施可能となり、知識・技術の高度化を図ることができました。

3. 人材育成等による組織力強化

- (1)高度な研修派遣等の充実
- (2)優秀な人材の確保 (採用試験の受験倍率が増加)

(4) 総合計画の構成

消防組合の総合計画は、構成市である大東・四條畷両市の総合計画における基本構想を踏まえ、消防防災分野に特化した基本計画と実施計画の2層構造としています。

まず、1層目の基本計画は、消防組合の現況と課題を踏まえ、分野ごとの基本的な方向性を示す基本方針と施策、さらにその施策を展開するための主な取り組みを示しています。

2層目の実施計画は、基本計画に掲げる主な取り組みを具体化するための個別施策について、実施の時期や実施に当たっての具体的な取り組みと施策指標を掲げています。(別途策定)

このように、総合計画を簡素な構成とすることで、基本計画と実施計画の位置付けや役割を明確にし、分かりやすく実践的な計画としています。



総合計画の2層構造

◇ 現況と課題

◇ 将来目標と取組方針

◇ 分野別基本方針と 施策・主な取り組み

◇ 個別施策

◇ 施策ごとの 具体的な取り組み

◇ 施策指標と 年度ごとの指標

基本計

画

実施

計



(5) 総合計画の期間

① 基本計画(2019年度~2028年度)

消防力(人材・施設・装備・水利)の適正化による住民サービスの確保や行財政運営の効率化を図り、消防の広域化の効果をさらに引き出していくためには、消防署所の適正配置に伴う施設の統廃合や移転など、長期的な展望のもと将来を見据えた事業を計画的に進めていくことが必要です。

しかし、こうした事業の実施には、住民サービスの確保、構成市や議会の意向、地域特性や経費負担の問題などについて調査研究し、その結果を踏まえて長期的かつ総合的な視野に立った計画的な取り組みが求められます。

このような理由から基本計画の期間は、2019年度を初年度として 2028年度までの10箇年としました。

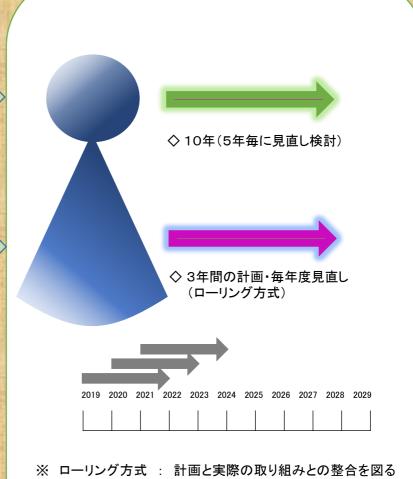
なお、初年度から5年を経過した時点で社会・経済情勢の変化や構成市の状況変化、計画の進捗状況などを踏まえ見直しの要否について検討し、必要があると判断したときは基本計画の見直しを行います。



② 実施計画(毎年度見直し)

実施計画の計画期間は、社会・経済情勢や消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、計画推進をより確かなものとするために3箇年とし、 毎年度見直しを行います。 基本計画

実施計画



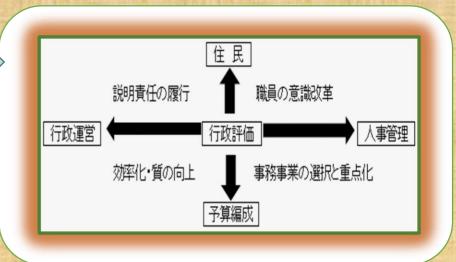
※ ローリング方式 : 計画と実際の取り組みとの整合を図る ため、個別施策の実施時期、実施に当たっての方策や施策指標などを修正していく方法

(6) 総合計画の進捗管理

総合計画の着実な推進とその実効性を確保していくためには、基本 計画に位置づけられた施策や個別施策の進捗管理を適切に行い、そ の成果を消防組合の行政運営に反映していくことが必要です。

このため総合計画は、行政評価※4システムを活用したPDCAサイク ル(Plan:計画 ⇒Do:実行 ⇒ Check:評価 ⇒ Action:改善)によ る進捗管理を継続的に行うことにより、効率的かつ効果的な消防行政 の推進と住民への説明責任を果たします。

進 捗 管 理



١J ツ

- ① 行政評価システムを活用するメリット
 - ◇ 成果を重視した評価による消防行政運営の効率化及び質の 向上
 - ◇ 事務事業の選択と重点化による経営資源(人材・予算・施設・ 装備)の最適配分
 - ◇ 住民への説明責任と消防行政の透明性の確保
 - ◇ 組織の自律的な活動と職員の意識改革

構

成

② 行政評価の構成

総合計画の構成は、基本計画と実施計画の2層構造としていること から、基本計画に掲げる「施策」と実施計画に掲げる「個別施策」の2 つを行政評価の対象とし、毎年度評価を行います。

- 施策評価 施策ごとの進捗状況(成果の達成状況)を評価し、個別施策の評価 と併せて次期基本計画に反映させます。
- 個別施策評価 個別施策ごとの実施状況(成果の達成状況)を評価し、次年度の事 業計画と予算に反映させます。

2 消防組合の現況と課題

current status and issues



大東四條畷消防組合 第1次総合計画

(1) 消防組合の現況

① 管轄人口及び面積

現状

過

去

 \mathcal{O}

構成市	人口(人)	面積(k㎡)
大東市	116,963	18.27
四條畷市	54,654	18.69
管轄合計	171,617	36.96

令和5年3月末日現在

未来

0

② 年齢別人口 ※国勢調査(総務省統計局)による



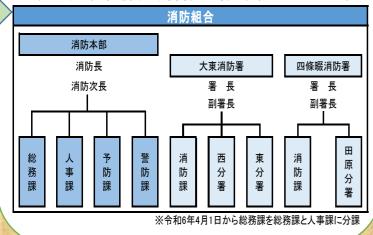
③ 将来人口推計 ※国立社会保障人口問題研究所による





④ 消防組合組織機構図

消防組合の管理者及び副管理者は、構成市の市長があたり、1本部4課、2消防署3分署で組織されています。



⑥ 職員の配置状況

職員

数

職員数(人) 消防本部 職員数(人) 大東消防署 四條畷消防署 職員数(人) 署 長 日勤 署 長 日勤 消防長 日勤 副署長 消防次長 日勤 日勤 副署長 日勤 次 長 日勤 (1) 日勤 日勤 総務課 日勤 1部 16 1部 13 消防課 消防課 2部 × 13 人事課 日勤 15 2部 16 3部 13 構成市派遣 日勤 3部 初任科派遣 日勤 1部 1部 (1) 予防課 日勤 10 東分署 2部 田原分署 2部 (1) 警防課 日勤 5 3部 3部 小 計 33 (1) 1部 小 計 62 (2) 《備 考》 ()は短時間再任用職員 西分署 2部 3部 ※は副署長(1名)が兼務 合 計 小 計 99 194 (3)

※R6.4~適正配置計画の配置を反映

令和6年4月1日から

⑤ 消防庁舎の状況

管内には、消防本部のほか、2消防署3分署の消防庁舎が配置されています。

>		名称	所在地	構造	竣工年	延べ面積 (m [®])
		5本部 東消防署	大東市新町13-35	RC造、地上4階、地下1階	平成 3年	3,045
		東分署	大東市野崎3-1-20	RC造、地上2階	平成20年	714
		西分署	大東市南郷町1-28	鉄骨造、地上2階	平成 3年	687
	四億	条畷消防署	四條畷市西中野1-1-26	RC造、地上3階、地下1階	昭和49年	1,784
		田原分署	四條畷市田原台7-1-11	RC造、地上2階	平成 5年	476



⑦ 火災概況

平成26年

令和元年

令和2年

令和3年

令和4年

火災件数

40

47

29

39

33

年(1月~12月)

その他

車両火災

出火率等

10

⑧ 出火率·火災死者発生率

年(1月~12月)

	区 分	平成26年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
7	火災件数	40	47	29	39	33
	出火率	2.21	2.67	1.66	2.25	1.92
1,000	火災死者数	3	2	0	1	1
	火災死者発生率	1.65	1.14	0	0.58	0.57

※出火率:人口1万人当たりの出火件数 ※死者発生率:人口10万人当たりの死者数

⑨ 建物火災における死者の発生状況

建物火災

25

32

16

27

20

林野火災

年(1月~12月)

死者

概

況

7	区分	区分 建物火災 建物火災 件数 死者数					住宅火災 死者数				173 12737		
P	年		住宅火災		5歳以下	6歳~64歳	65歳以上	不明		5歳以下	6歳~64歳	65歳以上	不明
	平成26年	25	17	3			3		3			3	
ii.	令和元年	32	23	2			2		2			2	
4	令和2年	16	13										
	令和3年	27	21	1		1			1		1		
	令和4年	20	14	1		1			1		1		

⑩ 出火原因別火災発生状況

年(1月~12月)

原	
因	
別	l
	ı

4	年	放火(疑い含む)	たばこ	こんろ	ストーブ	電気配線	電気機器	火あそび	その他	不明	合計
P	平成26年	4	3	1	2	1	2	1	11	15	40
	令和元年	3	5	10	1	4	1	0	15	8	47
	令和2年	1	6	2	1	4	3	2	1	9	29
	令和3年	5	1	2	2	7		1	13	8	39
	令和4年	2	3	0	0	2	1	0	19	6	33

⑪ 救急出場件数

(件)

7	年	火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	その他	計
7	平成26年	56	0	4	966	90	61	1,297	57	99	6,016	456	9,102
	令和元年	94	0	0	921	86	64	1,533	51	66	7,152	423	10,390
	令和2年	75	0	0	784	78	36	1,384	50	78	6,529	452	9,466
H	令和3年	80	1	1	767	75	52	1,392	37	64	6,547	480	9,496
	令和4年	49	0	1	784	93	76	1,555	35	74	8,180	511	11,358

⑫ 傷病程度別搬送人員(令和4年)

(人)

傷病程度別

	区分 程度	火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損事故	急病	その他	計
	死亡			1	4			3		9	161		178
7	重症				6		1	5		1	51	3	67
	中等症	2			72	25	13	405		23	2,805	465	3,810
	軽傷	5			629	74	65	1,092	25	27	4,085	28	6,030
	計	7		1	711	99	79	1505	25	60	7102	496	10,085

① 救急輻輳率

輻輳率

	年 度	全出場件数	予備救急出場件数	輻輳率
>	平成25年度	8,909	127	1.43
		広域	域化	
	平成26年度	9,127	6	0.07
	令和元年度	10,282	33	0.32
	令和2年度	9,145	35	0.38
	令和3年度	9,946	47	0.47
	令和4年度	11,521	106	0.92



14 消防車両の運用状況

令和6年4月1日から (台)

車両

	車両		消防术	シプ車	高	所		救助	工作車		搬送車	
	署所	指揮車		うち 予備車	はしご車	LT車 ^{※5}	化学車		うち 予備車	救急車	(人員•資機材)	調査車
	大東消防署	1	2	1	1	1				2	1	1
	東分署		1						1	1		
	西分署		2	1			1			1		
7	四條畷消防署		3	2				1		2	1	
	田原分署		1	※ 1						1		

※1:消防団可搬P積載軽四輪車

R6.4~適正配置計画の車両配置を反映

⑤ 消防組合財政の概要

《構成市の歳出決算額》

決 算 I

《構成市の献	(山) 人异 俄 //			
決算額	左曲	一般会計	組合負担金	一般会計に 占める
構成市	年度	(千円)	(千円)	組合負担金 の割合
	平成26年度	38,402,207	1,095,154	2.85%
	令和元年度	46,531,052	1,231,442	2.65%
大東市	令和2年度	60,587,115	1,180,413	1.95%
	令和3年度	52,567,840	1,225,117	2.33%
	令和4年度	52,574,118	1,176,350	2.24%
	平成26年度	21,298,380	582,215	2.73%
	令和元年度	19,442,946	666,296	3.43%
四條畷市	令和2年度	27,019,497	637,845	2.36%
	令和3年度	22,945,826	663,455	2.89%
	令和4年度	22,018,764	646,318	2.94%

《府内消防組合の歳出決算額(令和4年度)》

決算額		一般会計	組合負担金	一般会計に占める 組合負担金の	
	消防組合構成市		(千円)	(千円)	祖古貝担並の割合
	7. 元十七四	a市	160,458,863	4,353,595	2.71%
Í	A消防本部	b市	105,430,387	2,811,396	2.67%
	B消防本部	c市	72,817,320	2,103,135	2.89%
		d市	64,438,586	1,781,752	2.77%
		e市	29,012,677	854,455	2.95%
	C消防本部	伂	45,023,759	1,242,032	2.76%
		għ	25,049,100	804,214	3.21%
	D消防本部	構成市合計	154,089,121	3,680,821	2.39%

《消防組合の決算額》

	《消防組合の)	仄异俄//	30 17 17 11 11 11 11 11	The second second	
	年 度	歳 入	.(千円)	歳出	(千円)
>	平成26年度	分担金及び	1,677,369	人件費	1,482,131
	令和4年度	負担金	1,822,668	八斤貝	1,542,534
7	平成26年度	使用料及び	1,202	 	13,395
	令和4年度	手数料	884	次 列頁	23,105
	平成26年度	国∙府支出金	25,806	公債費	0
	令和4年度	国	30,180	公頂貝	103,080
	平成26年度	財産収入	79	普通建設	482,384
	令和4年度	別座収入	1,437	事業費	126,500
	平成26年度	諸収入	22,320	物件費	86,413
	令和4年度	音权人	17,729	彻什其	131,889
	平成26年度	組合債	429,000	維持補修費	4,563
7	令和4年度	祖口俱	74,400	推行無修其	3,540
	平成26年度	繰越金	167	 補助費等	34,569
	令和4年度	殊処並	21,050	州 切貝守	15,334
	平成26年度	歳入合計	2,155,943	歳出合計	2,103,455
	令和4年度	水八口 司	1,968,348		1,945,982

16 議会、委員会及び委員

議会等

◆ 大東四條畷消防組合議会

大東四條畷消防組合議会(以下「議会」という。)は、構成市の各市議会から選出された9名の議員(大東市5名、四條畷市4名)で構成されている消防組合の議決機関で、年2回開催される定例会と必要に応じて開催される臨時会があります。

消防組合の具体的な施策や大きな事業は、議会の議決 や同意が必要であり、条例や予算についても議会が審議 します。

◆ 監査委員

消防組合の監査委員は、識見を有する者から選出された委員と議会議員から選出された委員の2名です。監査委員は、議会の同意を得て組合管理者が選任する必置の執行機関で、消防組合の財務に関する事務の執行が適正に行われているか、消防組合の行政事務が効率・効果的に行われているかなどを監査します。

監査の結果は、議会と組合管理者に提出され公表されます。また、結果報告に添えて意見書を提出することができます。

◆ 公平委員会

公平委員会は、地方公務員法に基づき人事行政の公正・中立な運営のために公平委員会設置条例により設置され、議会の同意を得て組合管理者が3名を選任します。

公平委員会などの行政委員会は、独立した執行権限を 持ち、自ら意思決定し管理執行することで、行政運営の公 正を保っています。

(2) 消防組合の課題

1. 高齢化社会への対応

- 住宅火災予防の観点からみた高齢者対策
- 高齢者の熱中症などの救急需要の増加

2. 大規模災害への対応

- 集中豪雨による土砂災害
- 南海トラフ地震※6等、大規模災害の発生危惧

3. 財政上の課題

- 生産年齢人口減少による市税収入の減少
- 超高齢化社会を迎え、医療や福祉等の社会保障費の増加
- 高度化による消防資機材の高騰、研修派遣費用の増大

4. 職員年齢別構成の適正化

● 職員年齢の平準化

24時間365日体制の消防の特性上、平準化に向けた退職者 分の採用を見送ることができないことから、定数に一定の余裕 を持つ必要がある。

● 職員の高齢化対策災害現場で活動する隊員の年齢が高くなることへの対策が 急務である。



重点課題

- ◆ 高齢者に対する住宅防火対策の推進
- ◆ 増大する救急需要への対応強化
- ◆ 大規模災害に対応できる消防防災体制の充実・強化
- ◆ 住民ニーズを的確に捉えた高度消防資機材等の整備及び効率・ 効果的な運用
- ◆ 職員年齢の平準化と職員の高齢化対策に向けた取り組み



消防組合の2本の基本目標

- ・火災による死者 『ゼロ』
- 住宅火災の発生件数 『ゼロ』

(1) 10年後の目標(将来像)

消防組合は、2本の基本目標達成を目指すとともに、推進する施策の方 向性と目指すべき姿を示す柱として消防行政の根幹をなす「火災予防」、 「消防活動」、「救急救命」、「地域防災」と、それらの礎となる「組織」と「人 材」に重点を置き、10年後の目標(将来像)を設定します。

- ◆ 火災から生命と財産を守るため、住宅防火対策や火災予防啓発を促 進し、地域とともに住宅火災のない安心のまちを構築します。
- ◆ あらゆる災害に迅速かつ的確に対応できる消防力を整備し、住民の 安全な暮らしを支える消防活動体制を確立します。
- ◆ 増加を続ける救急需要に対し、救急車の適正利用を推進するとともに、 質の高い救急サービスを継続して提供できる救急体制を確立します。
- ◆ 住民や各種団体との協働により地域における消防防災力の向上を図 り、災害に強いまちづくりを推進します。
- ◆ 社会情勢や多様化する住民ニーズに的確に対応できる組織体制を整 備し、高度で質の高い消防行政サービスを提供します。



(2) 目標達成に向けた取組方針

取 1 組 24

- ◆ 基本目標達成のために、最も核となる市民の防火思想の高揚に向け た施策に積極的に取り組みます。
- ◆ 消防力を効率・効果的に配置するため、消防職員、消防署所及び車両 の適正配置について調査研究を行います。
- ◆ 応急手当や予防救急^{※7}の普及及び救急業務のさらなる高度化を推進 します。
- ◆ 大規模災害やNBC災害※8等に対応するため、広域消防応援体制や 消防団を中核とする地域防災力の向上を図ります。
- ◆ 限られた行政資源を効率的かつ効果的に活用し、組織力の向上を図 ります。
- ◆ 職員の働きがいと能力開発を重視し、意欲に満ちた職場作りを推進し ます。

4 施策の体系

System of measures



大東四條畷消防組合第1次総合計画

(1) 施策体系の見方

体系 基本計画 実施計画

将来目標 (10年後の目標) 火災から生命と財産を守るため、住宅防火対策や火災予防啓発を促進し、地域とともに火災のない安心のまちづくりを目指します。

章 (分野別基本方針) (例) 第1章 火災予防対策の推進 10年後の目標を実現するため、 分野ごとに施策の基本的な方向 性を示しています。

節 (施

策)

(例) 第1節 火災予防の啓発

各章ごとにより具体的な施策を 示しています。

個別施策

(例) 111 住宅の防火対策

施策を展開するための具体的 な取り組み内容

具体的な取り組み

個別施策を具現化するための具体的な取り組みについて、実施の時期 や実施にあたっての方策、施策指標などを示しています。

(2) 施策の体系表

章(分野別基本方針)	節(施策)	個別施策
	1 火災予防の啓発	111 住宅の防火対策
 1 火災予防対策の推進	1 人员了例の各元	112 防火思想の普及啓発
「人交下的対象の推進	2 防火対象物等の防火安全対策	121 事業所等への立入検査と違反是正
	2 防人対象物等の防人女主対象	122 危険物施設等の安全対策
	 1 消防活動体制の充実	211 消防車両・現場活動要員の適正配置
	1 况则乃到仲间00元天	212 迅速な火災防ぎょ活動
2 消防力の充実・強化	 2 消防施設等の整備	221 消防署所の維持管理と適正化
2 捐助为60元关 强化	2 内別心及みの走備	222 消防通信指令センターの整備
	 3 救急体制の充実	231 応急手当・予防救急の普及啓発
	の核心体制の元英	232 救急業務の高度化
	1 大規模災害への対応力強化	311 大規模災害への対応体制の整備
	1 入院侯及吉卜の別心力強化	312 広域連携の強化
3 地域消防防災力の向上	2 消防団との連携強化	321 消防団との連携活動
3 地域捐制协议为67周工	2 捐册团200定场强化	322 団員の知識・技術の向上
	3 防火推進団体等との連携強化	331 各団体との連携による地域防火の推進
	のの人性に団体寺との足族強化	332 防火防災教育の推進
	1 組織機能の強化	411 業務執行体制の整備
4 自律的消防行政の推進	・・ 小旦中以 1及 月ヒ ▽ノ 7 出 1 し	412 健全な行財政運営の推進
年日洋町州別川県の推進	2 明るく魅力ある職場づくり	421 職場環境の整備
	← トワ゚の/ルモンプのクがト物 ノング	422 人材育成の推進

5 分野別基本方針と施策

第1章 火災予防対策の推進



大東四條畷消防組合第1次総合計画

施策目標

火災の発生を防止し、火災による人的・物的被害を軽減するために、住民に対して効果的な火災予防対策を啓発し、防火意識の向上を図ります。また、社会福祉施設や飲食店など不特定多数の人が出入する建物の防火安全性の確保及び危険物施設等の事故防止対策を推進します。

第1節 火災予防の啓発

現状

全火災中、建物火災は62%*を占め、うち市民が生活を営む住宅からの火災が74%*発生しています。また、住宅火災における死者のうち65歳以上の高齢者の占める割合は73%(全国)と高い状況にあります。

出火原因別では、「電灯電話線等の配線」による火災が14%*で 最も多く発生しています。

※ 大東・四條畷両市の過去5年(~令和4年)平均割合

建物火災中の住宅火災の割合(大東四條畷) 35件 84.0% 82.0% 81.8 30件 80.0% 25件 78.0% 20 76.0% 20件 16 74.0% 15件 72.0% 71.9 70.0 70.0% 10件 68.0% 5件 66.0% 0件 64.0% 平成30年 令和元年 令和2年 令和3年 令和4年 建物火災件数 住宅火災件数

課題

高齢者に対する住宅防火対策の推進(重点課題)

- 住宅火災における死者のうち高齢者の占める割合が高いことから、今後、65歳以上の高齢者に対する火災予防啓発活動を行う必要があります。
- 住宅火災による死傷者や建物の被害を軽減させるため、住 宅防火対策の充実強化が必要です。
- 放火による火災を防止するために、屋外に可燃物を放置しないなど放火防止対策を推進する必要があります。

火災による死者(高齢者)の割合(全国)



111 住宅の防火対策

住民へ住宅防火対策の重要性を積極的に広報し、火災予防に対する意識を高め、住宅火災の減少及び被害の軽減を図ります。また、住宅用火災警報器※9の未設置世帯に対して早期に設置することを一層促進するとともに、既設機器の老朽化による機能劣化が懸念されることから、適切な維持管理を促進します。

112 防火思想の普及啓発

主な取り組み

- 火災から高齢者を守るために、関係機関と連携して高齢者に対する火災予防啓発に取り組みます。
- 地域と連携を図り、放火されない環境づくりを推進し、放火による火災の防止及び被害の軽減に取り組みます。
- 火災の発生原因や延焼経路を究明し、今後の火災予防につなげてまいります。

住宅用火災警報器の普及と住宅火災の発生状況(全国)





第2節 防火対象物等の防火安全対策

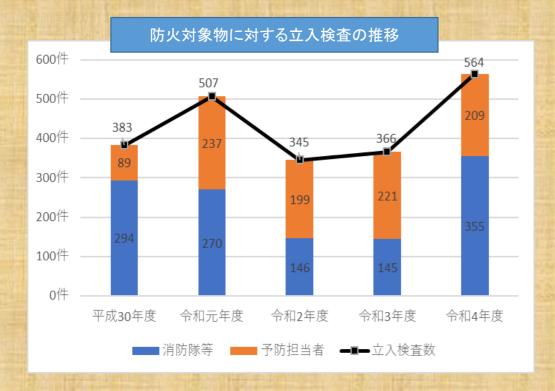
現状

広域化により、課題であった防火対象物への立ち入り検査を大幅に増やすことができ、社会福祉施設や飲食店など不特定多数の人が出入する建物及び危険物施設等に対し、積極的に立入検査を実施しています。また、消防法令等の違反是正や法令改正への対応のため、予防業務の高度化・専門化を進めています。

課

題

- 重大な法令違反に対して是正されるまで継続して査察指導を 実施するなどの査察体制の強化が必要です。
- 社会情勢等の変化に伴い高度化・専門化する予防業務を的確に行うため、専門的な知識を有する職員の育成を計画的に行う必要があります。





121 事業所等への立入検査と違反是正

火災危険が高い、また重大な法令違反が予測される対象物を 抽出し、優先的に立入検査する査察計画を策定し、効率的に取り 組みます。

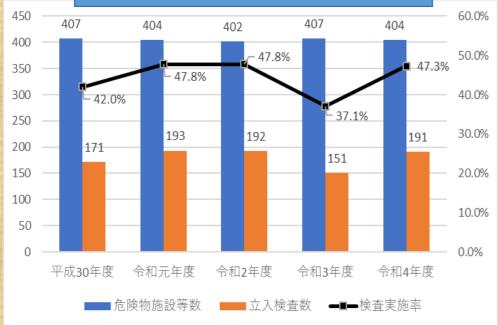
また、専門知識を持った検査要員を育成すると共に査察体制の強化を図るための専門チームの設置について検討します。

122 危険物施設等の安全対策

主な取り組み

危険物^{※10}施設等(保安3法^{※11}施設を含む)に対して、定期的に立入検査を実施し、適正な維持管理を指導し、危険物施設等の安全確保に努めます。また、専門知識を持った担当職員を計画的に育成し、指導体制の安定確保を図ります。

危険物施設等における検査実施率の推移





5 分野別基本方針と施策

第2章 消防力の充実・強化



大東四條啜消防組合第1次総合計画

施策目標

住民の生命と財産を守り、安心で安全な暮らしを確保するため、大規模な自然災害をはじめ、複雑多様化する災害や増大する救急需要など、社会情勢の変化に対応していく必要があり、消防力の最適配置の観点から消防署所の統廃合や移転をはじめ、消防車両や現場活動要員の配置などについて調査研究を進めます。その上で、消防施設の長寿命化等を図るため計画的な整備と維持管理を行います。

第1節 消防活動体制の充実

坎

近年の消防は、複雑化する都市災害や多様化する自然災害など、あらゆる災害に迅速・的確に対応することが求められています。 こうした状況の下、消防の広域化によるスケールメリットを活かして生み出した現場活動要員や新規導入車両等で初動体制の強化や現場到着時間の短縮など、消防活動体制の強化を図っています。また、消防車両等更新計画に基づき耐用年数を経過した車両を更新し、消防力の維持向上に努めています。

課

題

住民ニーズを的確に捉えた高度消防資機材等の整備及び 効率・効果的な運用(重点課題)

- 災害時に迅速・的確に対応できる消防力を維持向上するため、消防車両及び消防機械器具の計画的な整備が必要です。
- 限られた人員・機械を効果的に活用して消防力の充実強化を図るためには、消防車両の最適な配置を行い、それと連動して現場活動要員が最大限に活動力を発揮できる人員配置が必要です。
- 特に高額な特殊車両については、消防需要に対応した適切 な車両更新を行う必要があります。さらに他の消防本部との共 同運用や委託も視野に入れた調査研究が必要です。



211 消防車両・現場活動要員の適正配置

- 消防需要を的確に把握し、消防車両の効率・効果的な配置 や車種の変更に併せ現場活動要員の最適な配置を検討しま す。
- 消防車両の配置、車種の変更や共同運用等について調査研究し、既存の消防車両更新計画を「消防車両整備計画」として新たに策定します。
- 消防車両及び現場活動要員について、国が示す「消防力の 整備指針」^{※12} に管轄内の実情を踏まえ「消防力の適正配置 計画」を新たに策定し、将来に渡り計画的な配置を行い、消防 力の維持・向上に繋げます。

212 迅速な火災防ぎょ活動

- 火災による人命救助や被害を軽減するためには、1分1秒でも早く火災現場に到着し、迅速に放水や救助活動を開始することが重要です。右表、国の「消防力の整備指針」では、出動から放水開始までの時間を延焼率が急激に高くなる6分30秒に設定しています。そのため当消防組合も同様の時間を指標にして活動結果を検証していきます。
- 迅速な出場や各隊による連携活動など、時間短縮に繋がる 活動に着目し、各種訓練等を通じ、実火災に対する活動力を 強化します。

放水開始時期と延焼率の関係 【消防庁 出典:消防力の整備指針】

出動~放水開始	延焼率
4分 (3.5分~4.4分)	11. 00%
5分 (4.5分~5.4分)	11. 70%
6分 (5.5分~6.4分)	14. 80%
7分 (6.5分~7.4分)	29. 60%
8分 (7.5分~8.4分)	42. 10%
8分~10分	58. 80%
10分以上	55. 60%
平均	19. 70%



第2節 消防施設等の整備

現

状

消防署所等の施設については、広域化前の施設を引き継いでいるため多くの施設が老朽化しており、修繕等を必要とする施設が増えています。こうした状況から消防施設としての機能を維持していくため、緊急度や優先度に応じて限られた財源を最適配分し、施設の整備と維持管理を行っています。

総務省消防庁では、市町村が適切な消防力を整備するため、 市街地、建築物の配置実態、人口の集積状況及び土地面積等 を勘案した「消防力の整備指針」を策定し、地域の実情に即し た消防体制の整備を求めています。

当消防組合の署所及び車両については、下記整備状況の表のとおり、広域化の効果もあり、近隣消防本部と比較して平均的な水準で推移しています。

課

題

- 将来的な庁舎建て替えなどの課題は、早い段階から検討・計画する必要があります。経費の削減に向け、他の公共施設との合同庁舎をはじめ、様々な可能性について検討が必要です。
- 消防庁舎を適正に維持管理し、長寿命化を図るためには、施設の整備や維持管理に当たっての方針を明確にすることが必要です。
- 消防通信機器は、業務の特性上24時間365日稼動しているため、機器の耐用年数(約10年)に応じた更新が必要です。消防通信指令センター※13も、2024年には更新予定時期を迎えることから、早い段階から整備に向けた調査研究を開始する必要があります。
- 近年発達が著しいICT(情報通信技術)やRPA(ロボットによる業務自動化)などの技術導入に向けた調査研究を進める必要があります。

消防力の整備指針から比較した消防署所及び車両の整備状況

項目	整備率(低)				整備率(高)	大東四條畷
消防署所	33.30%	75.00%	100.00%	100.00%	116.70%	100.00%
1署あたりの管轄人口(人)	77,864	44,844	38,144	35,538	32,733	35,420
1署あたりの管轄面積	25.6km ²	6.95km [†]	5.0k m ²	4.1km²	3.6k m ²	3.8k m ²
ポンプ自動車	50.00%	61.30%	68.20%	100.00%	100.00%	85.70%
はしご自動車	0.00%	100.00%	100.00%	100.00%	133.30%	50.00%
化学消防車	0.00%	100.00%	100.00%	100.00%	200.00%	100.00%
救急自動車	66.70%	75.00%	75.00%	76.90%	106.30%	71.40%
救助工作車	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
指揮車	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
非常用ポンプ自動車	0.00%	75.00%	100.00%	100.00%	120.00%	150.00%
非常用救急自動車	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	120.00%	100.00%

※ 平成27年度の近隣消防本部における整備率を参考に、項目ごとに低い数値から順に列挙したもの。

整備状況

221 消防署所の維持管理と適正化

- 多額の費用を必要とする消防施設の整備については、公共施設等総合管理計画に基づき、重要度や優先度に応じた消防施設の適正整備を進めます。また、整備に要する経費の平準化を図るため、計画的な整備に努めます。
- 近年の社会情勢では、省エネルギー化等の社会的要求に対応する必要がある為、空調機器や照明器具の電力消費の効率化に取り組みコストの最適化を図ります。
- 将来におけるRPAなどの技術導入による効率・効果的な業務運営に向けた調査研究を進めます。





222 消防通信指令センターの整備

- 2024年度に更新予定時期を迎える消防通信指令センターについて、組織規模に応じたシステムや契約方法、また整備後の保守契約等についても高額とならないよう調査研究を進めます。
- 隣接消防本部等との共同運用について、単独整備と平行して調査研究を進めます。
- 平成26年度に整備した消防救急デジタル無線^{※14}について、 可能な限りトータルコストが抑制できるよう、また財政支援について調査研究を進め、更新計画を策定します。
- ICTなどの情報通信技術の導入について調査研究を進めます。

主な取り組み

第3節 救急体制の充実

現

状

救急需要は、高齢化の進展と共に毎年増加しています。大東四條 畷においても平成26年の広域化前は輻輳することが多く、予備車で の対応を余儀なくされていました。しかし、広域化の効果(スケールメ リット)により、救急隊を増隊することなく、救急の輻輳率は大きく減少 しています。

また、救急の高度化が求められ、救急救命士の処置が拡大され、 高度な救命処置を提供するため、常時2名以上の救命士を配置する とともに、資器材の整備や資格者の養成、研修等を計画的に進めて います。

さらに、救命率及び社会復帰率を向上させるためには、救急車到着前の市民による適切な応急処置が重要となることから、応急手当の普及啓発活動に積極的に取り組んでいます。

右表の救急発生状況及び救急救命士の配置状況を見ると、特筆すべき事項は、1隊あたりの1当直中の平均出場件数が、救急車の充足率が71.4%であるものの5.4件に留まっていることです。

救急発生状況及び救急救命士配置状況

項目	(小)	小) (大)				大東四條畷
1万人あたりの救急件数	437.7	551.5	579.9	601.1	632.5	558.7
軽症者の割合	62.10%	63.90%	66.80%	68.40%	74.00%	60.60%
1隊1当直平均出場件数	3.1	5.7	7.1	7.7	8.2	5.4
1隊あたり救命士数	2	2	2	2	2	2
配置救命士の平均年齢	33.2	35.5	37.1	39.6	41.9	32.4

※平成29年中の近隣消防本部の数値を参考に、項目ごとに小さい数字順に列挙したもの。

課

題

増大する救急需要への対応強化(重点課題)

- ケガや病気を未然に防ぐ意識や行動である予防救急について、市 民、特に高齢者に啓発していくことが重要です。
- 動物率を向上させるには、救急車到着までの市民等による応急手当が重要であり、多くの市民が救命講習を受講して身に付けることが必要です。
- 救急業務の高度化を推進するには、計画的に救命士の養成を行う と共に、再教育指導体制の整備が必要です。
- 医療機関との連携を強化し傷病者のスムーズな受け入れ等、救急 業務の円滑化が必要です。

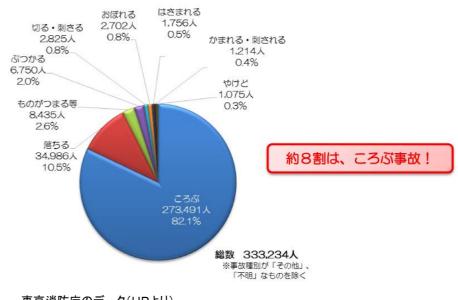


231 応急手当・予防救急の普及啓発

- 救急車が到着するまでの間、バイスタンダー(その場に居合わせた人)による適切な応急処置が、傷病者の予後を大きく左右する(1ヵ月後生存率:6.6%⇒12.8%、社会復帰率:3.3%⇒8.8%)ことから、様々な世代を指導・育成することで、応急手当実施率の向上を目指します。※予後の割合は令和5年版(令和4年中)消防白書による全国平均
- 地域に普及している24時間営業のコンビニエンスストア等に AEDを設置するための調査研究を行います。
- 転倒による事故が8割を占める高齢者や幼児の関係者等に対し、日常生活の中で事故を未然に防止するための知識を習得してもらえるよう予防救急の普及啓発を推進します。



救急搬送データから見る高齢者の事故(平成27年から5年間)



東京消防庁のデータ(HPより)

232 救急業務の高度化

主な取り組み

- 高度な救命処置を提供する為、指導体制を構築し業務の高度化を図ります。
- 救急隊員の知識及び技能を保つための再教育^{※15}や研修体制 の充実を図ります。
- 管内救急告示病院^{※16}と連携し、充実した研修及び受け入れ体制の構築を図ります。
- 増加する外国人や聴覚障がい者等とコミュニケーションを図るための対策を推進します。

第3章 地域消防防災力の向上



大東四條畷消防組合第1次総合計画

施策目標

平成7年に発生した阪神・淡路大震災において救助活動は、自助70%、共助20%、公助10%だったといわれています。このような時災害による被害を少しでも小さくするためには、自分の身は自分で守るという「自助」と自分たちで地域を守るという「共助」の意識を持つことが重要です。そのため地域の消防団をはじめ各種団体と連携するとともに、小・中学生への指導育成を積極的に行うなど、地域コミュニティと協働し消防防災力の向上を図ります。

第1節 大規模災害への対応力強化

現

状

火災をはじめ地震や集中豪雨などの大規模災害に対応するためには、広域的な消防応援体制が必要です。阪神・淡路大震災を契機に組織化された緊急消防援助隊は、平成23年の東日本大震災をはじめ、平成28年の熊本地震や平成30年の西日本豪雨災害などにおいて府県単位で編成された部隊が各被災地で活動しました。緊急消防援助隊では更なる円滑な活動をめざし、全国や地方ブロック単位で合同訓練を実施しており、隣接消防本部を含めた相互応援体制や地元消防団等との連携を強化するとともに、管轄内における大規模災害発生時に消防力の援助を受けるために必要な受援体制の整備を図っています。

課

題

大規模災害に対応できる消防防災体制の充実・強化(重点課題)

- 大規模地震や豪雨災害のような大規模災害では、近隣市町村も被災することが予測され、府下消防応援協定による消防力の増強が見込めないことから、他府県の応援を受けるまでの一定期間内において、現有消防力による対応が必要です。
- 府下消防応援協定や緊急消防援助隊など、消防力の援助を円滑に受けることができる受援計画の整備が必要です。
- 災害発生時は、構成市の地域防災計画に定められた消防の役割を確実に実行するため、構成市危機管理部局と情報を絶えず共有し、連携を図ることが必要です。
- 新たな枠組みの消防広域化や府下の消防が協力して行う水平連携について の調査研究が必要です。

緊急消防援助隊が出動した災害(平成26年以降)

発生年月		災害名等	当組合出動
	8月	豪雨による広島市の土砂災害	
平成26年	9月	長野県御嶽山噴火災害	
	11月	長野県神城断層地震	
平成27年	5月	鹿児島県口永良部島噴火災害	
十八八八十	9月	関東・東北豪雨災害	
平成28年	4月	熊本地震	0
十八八20千	8月	台風第10号による水害(岩手県)	
平成29年	3月	那須雪崩事故	
十八八二十	7月	九州北部豪雨による水害	
	4月	大分県中津市、土砂災害	
平成30年	6月	大阪府北部地震	
十成30千	7月	豪雨災害(広島県)	0
	9月	北海道胆振東部地震	
令和元年	8月	令和元年8月の前線に伴う大雨	
サイロノレー	10月	令和元年東日本台風	
令和2年	7月	令和2年7月豪雨(熊本県他)	
令和3年	7月	静岡県熱海市土石流災害	
令和6年 1月		能登半島地震	0

311 大規模災害への対応体制の整備

- 大規模地震等の発生から早期に消防力(マンパワー)を増強する ための職員招集体制や予備車両の整備を行い、各署所が各々の災 害現場において活動力を最大限に発揮できる体制を整備します。
- 発生が危惧されている大規模な地震や水害などについて、危機管理部局と被害予測などの情報を共有し、大規模災害への対応力を強化します。
- 災害時に構成市や他団体との情報通信のため、携帯端末などのI CTを使用した情報技術の活用について調査研究します。
- 広範囲に及ぶ河川の氾濫により建物へ取り残された人を救出する ため、ボート等による水上救出に重点を置いた活動を強化します。





312 広域連携の強化

- 大規模災害に対応するための府下消防応援協定や緊急消防援助隊の応援を円滑に受けれるよう受援計画を策定します。また、策定した受援計画を基に、大規模災害の発生を想定した受援訓練を実施します。
- 隣接消防本部等と管轄内の大規模災害を想定した合同訓練を 実施することで、相互応援体制を強化します。
- 府下における消防広域化の動きを注視するとともに、効率・効果 的に消防力を強化できる消防の広域化及び水平連携について調 査研究を進めます。

第2節 消防団との連携強化

現状

大規模災害が発生した時に、いち早く地域を守れるのは消防団です。 消防団は消防本部や消防署と同様、消防組織法に基づき市町に設置される消防機関です。消火活動や水防活動など消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わず地域に密着し、住民の安心・安全を守るという重要な役割を担っています。こうした地域における消防防災のリーダーである消防団と連携強化を図っています。

課

題

主

な

取

1

組

2

- 火災をはじめ、地震や集中豪雨による大規模災害が発生した場合、被害の軽減を図るには消防団との連携・協力は欠かせません。そのため大規模災害を想定した合同訓練を通じ、消防団との相互の連携を強め、有事に備える必要があります。
- 地域の消防防災リーダーとして、消防団員の消防技術や災害知識 のさらなる向上に常備消防として寄与することが必要です。
- 女性消防団員の活躍を推進するため、活動拡充に向けた連携・調整が必要です。

321 消防団との連携活動

- 大規模災害を想定した合同訓練等を通じて消防団との連携を強化し、災害発生時における対応力を強化します。
- 訓練や研修等を通じ、消防団員と顔の見える関係を構築し、災害現場における指揮命令体制など、円滑な現場活動につなげます。
- 女性消防団員等による住宅防火訪問や予防救急・応急手当などの 普及啓発について連携を行います。

322 団員の知識・技術の向上

主な取り組

3

- 消防団に必要なポンプ自動車や資機材の整備について、構成市危機管理部局と連携し調整します。
- 消防操法訓練等の指導を強化することで、卓越した消防技術を身に付けるとともに、消防使命の高揚を図り、地域で活躍する消防団員を育成します。
- 女性消防団員が応急手当の技能を習得し、さらに応急手当普 及員の資格取得に向けた支援を行います。

第3節 防火推進団体等との連携強化

現

状

大東市では、大東市防火防災協会、大東市消防協力会、大東市女性防火クラブ(10 団体)及び大東市幼年消防クラブ(24団体)が、四條畷市では、四條畷市防火協会、四條畷市女性防火クラブ(3団体)及び四條畷市幼年消防クラブ(11団体)が、地域の火災予防を目的に様々な防火活動等を行っています。また、各地区では自主防災組織が結成され、安全で住みよい災害に強い地域を目指して防火・防災訓練等を行っています。これらの団体と協働するとともに活動を支援・育成しています。

課

題

主

な

取

1)

組

- 地域における火災予防の普及啓発は、防火推進団体が中心となって活動していますが、高齢化、核家族化及び共働き世帯の増加等、社会情勢の変化に対応した組織づくりが必要です。
- 大東市防火防災協会、四條畷市防火協会と連携した防火啓発活動や火災予防に繋げる事業展開が必要です。また、地域における防火防災を推進するため女性防火クラブや幼年消防クラブの育成が必要です。
- 地域で実施する消防訓練は、若年層の参加者が少ない傾向にあります。このことから様々な世代が参加したなかで訓練が実施できるよう訓練内容の工夫や組織の活性化が必要です。



331 各団体との連携による地域防火の推進

- 大東市防火防災協会及び四條畷市防火協会が主催する火災予防 に関するイベントや防災講演会及び防火広報活動を積極的に支援し、 事業効果の拡充を図ります。
- 女性防火クラブの活動を積極的に支援し、クラブ員をはじめ家庭を 中心とした防火意識の向上を図り、地域防火の輪を広げます。
- 自主防災組織等の指導・育成にあたり、地域の消防防災リーダーである消防団及び危機管理部局との連携・調整を図ります。

332 防火防災教育の推進

主な取り組み

- 小・中学生や幼年消防クラブ員への防火防災教育を通じ、 学校や家庭で学ぶ機会の少ない防火・防災に関する知識の習 得を図ることにより、自助・共助の意識を育み次世代の消防防 災リーダーを育成します。
- 地域の消防訓練にあたり、住民二一ズを取り入れ創意工夫した訓練を実施することで、女性や若年層の訓練参加者を増やし組織の活性化を図ります。

5 分野別基本方針と施策

第4章 自律的消防行政の推進



大東四條畷消防組合 第1次総合計画

施策日標

自律した消防行政を推進していくため、限られた経営資源を効率的かつ効果的に活用し組織力の向上を図ります。また、職員の働き がいと能力開発を重視し、意欲に満ちた職場作りを推進します。

第1節 組織機能の強化

消防組合は、基本的に旧消防本部(大東市消防本部、四條畷市消防本部) の消防力を引き継いだ形で運営していますが、災害態様や消防行政事務の 変化に的確に対応するため、組織機構の見直しを行っています。また、職員に ついては、再任用制度により定年退職者の知識と経験を十分に活用し、現場 活動要員や事務要員を確保する一方で、新規採用職員により人員の新陳代 謝を図り、組織力を維持しています。

題

主

な

团

5

組

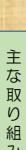
24

職員年齢の平準化と職員の高齢化対策に向けた取り組み(重点課題)

- 現在、正規職員とともに災害現場等で活動している60歳以上職員につい て、短時間雇用(定数外)が減り、フルタイム雇用(定数内)が増えることにな れば、実質的には職員総数が減少してしまいます。適正な消防力の維持を 前提とした組織体制の研究・再構築が必要です。
- 職員総数の安定的かつ計画的な確保と、継続的な人員の新陳代謝及び 年齢構成の平準化を図ることが必要です。

411 業務執行体制の整備

- 将来的な人口動態、消防救急需要及び地域特性を踏まえ、 今後の消防力の適正配置について、調査研究を行います。
- 住民サービスの維持向上のため、若年層職員の空洞化解消 と、職員の高齢化対策といった職員の年齢別構成の適正化に取 り組みます。





- 構成市の財政状況を勘案し、住民サービスを維持しつつ、増 大する救急需要、消防施設の整備・更新に対応していくために、 中長期的な視点に立った財政運営に取り組みます。
- 補助金や交付金、交付税措置等を積極的に活用するとともに、 従来の歳入確保、歳出削減にとらわれない経営手法について 調査研究します。

24

第2節 明るく魅力ある職場づくり

現

状

急激に進展する少子高齢化をはじめとした社会情勢の目まぐるしい変化とともに、消防に対する市民のニーズも多様化してきています。

これら市民のニーズに迅速・適切に対応することで、市民に信頼され、 職員が働きがいを感じて仕事が出来る組織づくりを行っています。

また、団塊の世代の退職は一定落ち着きを見ましたが、勤続年数5年 未満の職員が組織の約2割を占めており、急激な世代交代が進んでい ます。

果

題

主

な

取

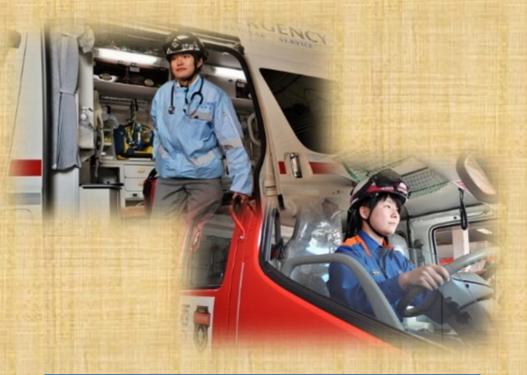
組

2

- 市民の信託に応え、質の高い消防サービスを提供するために、職員がより一層、やる気を持って安心して働けるよう、良好な職場環境の構築が必要です。
- 女性職員の活躍を推進するため、女性職員の増員や幹部候補者 の育成が必要です。
- 若年世代の増加により、消防独自の知識や技術の伝承が必要です。

421 職場環境の整備

- 消防職員委員会^{※17}制度を活用した職員意見の職場への反映 やハラスメントのない明るい職場づくりに努めます。
- 消防庁舎の維持管理を計画的に実施し、衛生的で働きやすい 勤務環境の整備を図ります。
- 安全衛生委員会制度を活用し、「公務災害ゼロ」を目指します。
- 女性職員の活躍推進を目的に策定した女性活躍推進法に基づ 〈特定事業主行動計画の実現を目指します。



422 人材育成の推進

- 新人職員育成プログラム**18や人事評価制度を活用し、職員 の能力開発に努めます。
- 高度な専門知識や技術の習得に向け、消防大学校をはじめ とした教育機関への研修派遣に積極的に取り組みます。
- 昇任昇格に合わせた幹部職員の育成を行うため、組織内研修の充実を図ります。
- 専門的な業務研修の充実を図るとともに、実践力を有する職員の育成を図ります。

主な取り組み

6 用語の説明

消防広域化	2つ以上の消防本部を統合すること。
2 生産年齢人口	年齢別人口のうち、労働力の中心となる15歳以上65歳未満の人口層のこと。
3 一部事務組合	2つ以上の地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体のこと。
1 行政評価	消防組合が実施する施策を評価し、その結果を次年度以降の行政運営に反映させるとともに、住民への説明責任を果たし、消防行政の透明性を確保すること。
5 LT車	Ladder Tower(ラダータワー)の略で、高所作業車のこと。
6 南海トラフ地震	日本列島の太平洋沖、静岡県駿河湾から九州東方沖まで続く「南海トラフ」沿いの広い震源域で連動して起こると警戒されている地震のこと。
7 予防救急	少しの注意と心掛けで救急事故や病気を未然に防ぐこと。
3 NBC災害	放射性物質、生物剤及び化学剤による災害のこと。
9 住宅用火災警報器	火災を感知し、音声などで警報する機器のこと。(平成18年6月1日から設置が義務化)
0 危険物	消防法「別表第一の品名欄に掲げる物品で同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するもの」のこと。(具体的には、引火性や発火性のある物品で、身近なものとしてはガソリンや灯油・軽油等)
11 保安3法	「火薬類取締法」、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の総称
2 消防力の整備指針	市町村が目標とすべき消防力の整備水準を総務省消防庁が示したもの。
3 消防通信指令センター	消防業務の中枢施設で、119番通報受信や災害に関する情報が集約され、各署所や隊員に迅速・的確な指令伝達を行う施設
4 消防救急デジタル無線	消防車両や現場で活動する消防隊員と本部などを結ぶ通信手段。(従来のアナログ方式からチャンネル増や個人情報流出防止などを目的に、平成22年度から全国でデジタ ル化が進められ、平成28年5月に完全移行)。
5 再教育	救急救命士が病院実習等を通して、病院前救護に必要な知識と技能の維持に努め、医療職種の一員として資質の向上を図る教育のこと。
6 救急告示病院	消防法2条9項により昭和39年の「救急病院等を定める省令(昭和39年2月20日厚生省令第8号)」に基づき、都道府県知事が告示し指定する病院のことで、救急搬送受け入れ 等のため、医療体制の整備された病院のこと。
7 消防職員委員会	職員間の意思疎通を図るとともに、職員の意見を消防事務に反映することにより士気を高め、もって消防の円滑な運営に資することを目的としたもの。(平成7年に消防組織法 が改正され、現在全ての消防本部に設置)
8 新人職員育成プログラム	採用後2年以内の新人職員等を対象に、一貫したプログラムにより人材を育成し、住民サービスの向上を目的として作成したプログラムのこと。(当組合独自の取組)
2 3 2 5 6 7 8 9 1 1 1 1 1 1	2 生産年齢人口 3 一部事務組合 4 行政評価 5 LT車 6 南海トラフ地震

7 計画策定

(1)大東四條畷消防組合総合計画の策定に関する規程

平成30年6月20日 訓 令 第 2 号

(趣旨)

第1条 この訓令は、大東四條畷消防組合総合計画(以下「総合計画」という。) の策定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この訓令において「総合計画」とは、大東市及び四條畷市(以下「構成市」という。)における総合計画の基本構想に基づき、大東四條畷消防組合の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための計画をいい、基本計画及び実施計画からなるものとする。
- 2 基本計画とは、将来目標を定め、その目標を達成するため、施策目標、施策の方向等を総合的かつ体系的に示す計画をいう。
- 3 実施計画とは、基本計画に基づいて策定する具体的な事務事業の実施に関する計画をいう。

(計画策定の原則)

第3条 総合計画は、消防行政の各分野において有機的な関連を保ちつつ総合的効果をあげるよう策定しなければならない。

(策定委員会の設置)

- 第4条 基本計画及び実施計画の案を策定するため、総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員長、副委員長及び委員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

(策定部会の設置)

- 第5条 実施計画の原案及び基礎資料を作成するため、総合計画策定部会(以下「部会」という。)を置く。
- 2 部会は、作成した原案等を委員会に提出するものとする。
- 3 部会長及び部会員は、別表2に掲げる者をもって充てる。

(事務局の設置)

第6条 総合計画策定事務の円滑化を期するため、消防本部に総合計画策定事 務局(以下「事務局」という。)を置く。 2 事務局員は、消防長が指名する者をもって充てる。

(総合計画の期間)

第7条 基本計画の期間は10年とし、実施計画の期間は3年とする。

(総合計画の策定)

- 第8条 基本計画は、5年ごとに検討を加え、社会経済情勢の推移に適合するよう策定するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、基本計画は、計画期間中であっても特に著しい 社会経済情勢の変化等特別の事由が生じたときは、変更することができる。
- 3 実施計画は、1年を経過するごとに検討を加え、更に3年間の計画として策定する。

(総合計画の広聴)

- 第9条 基本計画を策定しようとするときは、次により広く意見を聴くものとする。
- (1) 大東四條畷消防組合議会
- (2) パブリックコメント(意見公募)

(総合計画の決定)

- 第10条 基本計画は委員会で策定後、管理者が決定し、議会の承認を得る。
- 2 実施計画は、委員会で策定後、管理者が決定する。

(その他)

第11条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この訓令は、平成30年6月20日から施行する。

(1)大東四條畷消防組合 総合計画の策定に関する規程

別表 1 (第4条関係)

委員長	消防長
副委員長	消防次長
委員	大東消防署副署長
委員	四條畷消防署副署長
委員	総務課長
委員	予防課長
委員	警防課長
委員	大東消防署総括課長
委員	四條畷消防署総括課長
委員	委員長が必要と認めて指名する者

別表1(第4条関係)の委員長が必要と認めて指名する者

大東市 危機管理室次長四條畷市 総務部人事課長

別表 2 (第5条関係)

部会長	総務課長
部会員	総務課長補佐
部会員	予防課長補佐
部会員	警防課長補佐
部会員	大東消防署消防課長補佐
部会員	四條畷消防署消防課長補佐
部会員	部会長が必要と認めて指名する者



(2)策定経過

1. 総合計画策定委員会

第1回 平成30年6月27日(木)

第2回 平成30年7月26日(木)

第3回 平成30年9月20日(木)

第4回 平成30年10月18日(木)

第5回 平成30年12月7日(金)書面

第6回 平成31年 2月 4日(月)

第7回 平成31年3月11日(月)書面

2. 総合計画策定部会

第1回 平成30年7月6日(金)

第2回 平成30年8月2日(木)

第3回 平成30年12月28日(金)

第4回 平成31年 1月25日(金)

第5回 平成31年 2月28日(木)

第6回 平成31年3月15日(金)

第7回 平成31年 3月22日(金)

総合計画調整会メンバー

本部次長総括

本部参事

総務課長

総務課長補佐

予防課長

予防課長補佐

警防課長

警防課長補佐

大東署総括課長

大東署消防課長補佐

四條畷署総括課長

四條畷署消防課長補佐

公聴会メンバー

大東市 消防団 団長

大東市 消防団 女性消防分団長

大東市 防火防災協会 会長

大東市 女性防火クラブ連絡協議会 会長

四條畷市 消防団 団長

四條畷市 消防団 女性消防副分団長

四條畷市 防火協会 会長

四條畷市 女性防火クラブ連絡協議会 会長



3. 総合計画策定調整会

第1回 平成30年 6月11日(月)

第2回 平成30年 6月27日(水)

第3回 平成30年 9月 6日(木)

第4回 平成30年10月 4日(木)

第5回 平成30年11月19日(月)

4. 組合議員説明会

第1回 平成30年11月28日(水)

5. 総合計画公聴会

第1回 平成30年12月20日(木)

6. 総合計画パブリックコメント

平成31年1月7日(月) ~

平成31年1月20日(日)

7. 平成31年大東四條畷消防組合議会第1回定例会

平成31年2月21日(木)

8. 第1次総合計画の発刊

平成31年3月

9. 統計資料更新版の発刊

令和6年3月

画信合総合路初影翻教四東大



木の市쪮刹四 考の下〉

顆務絲 陪本胡於 合跳胡於쮎斜四東大: 某辭

7500-472〒 号85番61 | 旧禘市東大府國大 () | () 新動) 1452-278-270 | 結事



木の市東大 もごごふち